

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書をお送りします



納めていただいた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額が税金の控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、この控除証明書の添付が必要です。申告の時期まで大切に保管してください。

11月に送付されるかた

平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めたかた

翌年2月に送付されるかた

平成22年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めたかた

扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

そのため、配偶者控除や扶養控除などの各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となるかたへ11月上旬に日本年金機構から送付されます。

この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、提出された場合より源泉徴収税額が多くなることがあります。

ハガキが送られてきたかたは、提出期限までに必ず返送をお願いします。

※扶養親族等申告書の提出が必要なかた

- ・65歳未満のかた 年金額 108万円以上
- ・65歳以上のかた 年金額 158万円以上

※上記の年金額より少ないかたには、

「扶養親族等申告書」のハガキは送付されません。

平成22年度 『移動年金相談日』のご案内

〈相談日〉	平成22年	11月	24日	(水)
			12月	22日
平成23年	1月	26日	(水)	
	2月	23日	(水)	
	3月	23日	(水)	

- 受付時間 午前9時30分～11時30分
午後1時～1時30分
- 開始時刻 午前10時～、午後1時～
- 会場 中央公民館第1・2研修室（2階）
※会場は都合により館内別室になる場合があります。ロビーの案内板をご確認ください。
- 内容 年金のことならなんでも
- 主催 米沢年金事務所（☎0238-22-4220）

平日夜間及び休日の 年金相談のお知らせ

毎月第2土曜日は、県内の年金事務所などを開庁して年金相談を実施しています。

（午前9時30分～午後4時）

また、毎週月曜日は、受付時間を午後7時まで延長しています。

※ご相談の際は、年金手帳をご持参ください。
※年金手帳をご持参できない場合は、免許証など身分を証明できるものを持参ください。

国民年金のお問い合わせ

町民課戸籍年金係（☎85-6129）

年金に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ
（☎0570-05-1165）

受付時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 第2土曜日 午前9時30分～午後4時